

■ 屋外広告物／映像装置を利用する広告物に関する運用規準

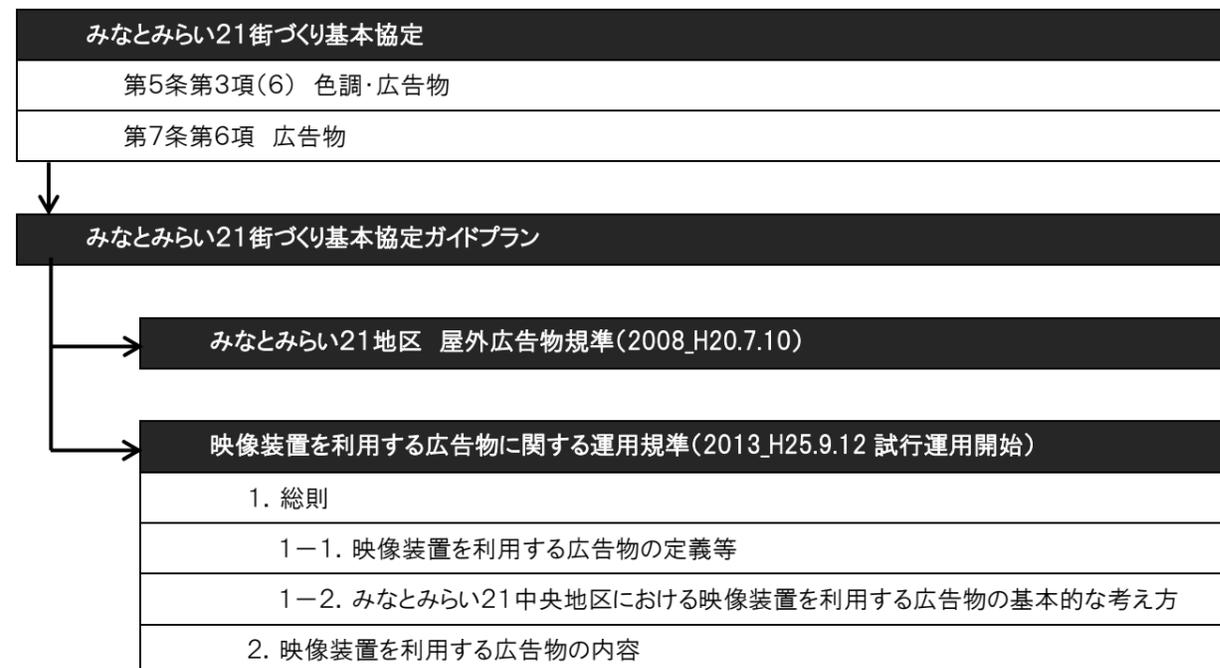
1. 総 則

1-1 映像装置を利用する広告物の定義等

①屋外広告物の定義	・本規準でいう屋外広告物(以下、広告物という。)は、屋外広告物法で定められている、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板・立看板・はり紙・はり札・広告塔・建物その他の工作物等に掲出・表示されるもの、およびこれらに類するものをいう。
②映像装置を利用する広告物の定義	・デジタル技術を用いて、映像表示が可能な液晶ディスプレイやプロジェクタ、プラズマディスプレイ、LEDディスプレイ、有機ELなどの広告物をいう。 ただし、技術革新等による定義の変化については、適宜対応するものとする。
③本規準の目的	・本規準は、みなとみらい21中央地区における映像装置を利用する広告物について、適切な運用を図ることを目的に、みなとみらい21地区屋外広告物規準と合わせて運用するものとする。

1-2 みなとみらい21中央地区における映像装置を利用する広告物の基本的な考え方

・街づくり基本協定ガイドプランでは、みなとみらい21中央地区の「色調・広告物」に対して、街並としての個性を生み出すために、個々の建物は街の基調をなす色調や質感を整えるよう配慮すること、広告物については、地区の特性に応じて、その量や形態及びデザインに配慮することを定めている。
・映像装置を利用する広告物は、多くの情報を提供することができるため、街に賑わいをもたらすことができるが、色調・動き・点滅等の表現の幅が広く、景観に与える影響は小さくない。
・みなとみらい21中央地区における映像装置を利用する広告物は、これまで築いてきた街の環境を阻害することのないように、取扱いには十分に配慮するものとする。



※ 本文のアンダーラインは、景観法、および横浜市景観条例に基づく「みなとみらい21中央地区都市景観形成ガイドライン」に含む部分。

2. 映像装置を利用する広告物の内容

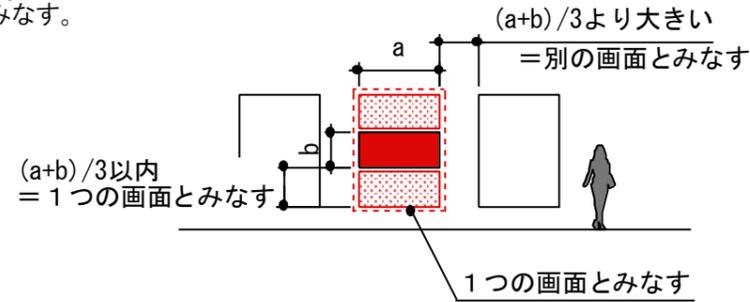
①届出規模	・映像装置を利用する広告物を設置する場合は、事務局との事前調整及び届出を行う。 ※10日間程度以内の掲出であっても、事務局との事前調整は行うものとする。
②映像装置を利用する広告物の取扱い	・窓面から1m以上離れた屋内側に設置される映像装置を利用する広告物であっても、明らかに屋外に向けて映像が見えるよう設置されるものについては、窓面広告物として取り扱う。
③設置方針・運用計画	・映像装置を利用する広告は動画を中心とした広告物であり、小さくても情報量が多く、街路に対する影響が非常に大きい。そのため映像装置を利用した広告物を設置する場合は、広告物の形式(壁面広告物、窓面広告物、袖看板等)及び大きさ、コンテンツの内容について、質の高い良好な環境形成に資するものとして十分配慮するものとする。 ・映像装置を利用する広告は、頻繁に掲出・表示内容が変更されることが予想される。設置者・建物所有者等は、設置場所ごとに運用計画を作成し、設置後も継続して地区内にふさわしいコンテンツが掲出・表示されるように、責任をもって適切な運用を図るものとする。 ・設置に当たっては事務局と調整を行い、設置後コンテンツの内容について周辺環境に馴染まない認められた場合は、速やかに改善するものとする。
④設置高さ	・低層部(高さ10m未満の歩行者空間レベル。ペDESTリアンデッキに接する周辺は15m未満の歩行者空間レベル)にのみ設置する。
⑤大きさ等	・1箇所あたりの映像を映し出す画面の面積(投影面も含む)は3㎡以下。画面の長辺・短辺を足した数値の3分の1以内にある映像装置を利用する広告は、1つの画面とみなし、それらの合計面積を画面の面積とする。ただし、事務局が認めたものについてはこの限りではない。 ・映像装置を利用する広告物の面積は、みなとみらい21地区屋外広告物規準の2-3-①壁面広告物の面積に含める。
⑥コンテンツ	・映し出す映像は、みなとみらい21地区屋外広告物規準の1-4-②の規定、および別途定める「みなとみらいスクリーンネット放映基準」に準じるものとして、コンテンツ全体を通して著しくけばけばしい色彩や鮮やかな赤の点滅、過度に激しい動きのある動画は避けるなど、周辺環境に配慮したものとする。 ・設置位置・設置数・大きさ・放映内容・期間・放映時間・照度・輝度等、良好な景観や環境に十分配慮するものとする。 ・音は出さないものとする。ただし、コンテンツの内容と調和し、周辺環境に十分配慮したと認められるものについてはこの限りではない。 ・車両交通、歩行者通行等の妨げにならないよう配慮する。

■ イベントに伴い壁面等を大きく利用する場合の取扱い
・催事など、街の賑わい創出につながる一時的な演出で、建築物の壁面等を大きく利用する映像装置を利用する広告物については、横浜やみなとみらい21の街の理念やイメージにふさわしいもので、放映内容・期間・放映時間・色彩・照度・輝度等、良好な景観や周辺環境及び道路安全等に十分配慮したと認められる場合には、みなとみらい21地区屋外広告物規準及び本運用規準における設置高さ・設置位置及び大きさに関する規定の適用を除外することができる。

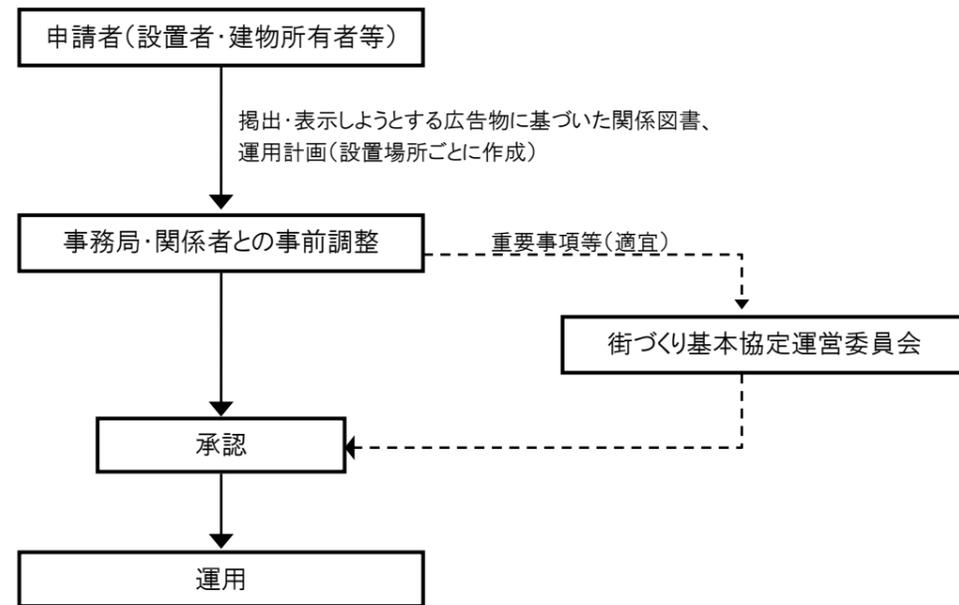
試行運用開始 平成 25(2013)年 9月 12日
改 定 平成 30(2018)年 6月 21日
改 定 令和 4(2022)年 4月 1日

解説:

- 複数の画面を設置する場合、右図のように長辺と短辺の1/3以内にある画面は同じ画面とみなす。



- 事前協議・運用

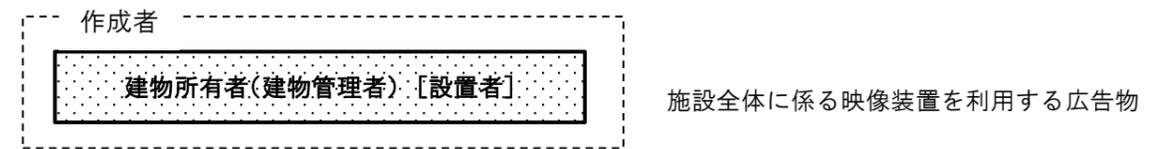


- 運用計画の構成

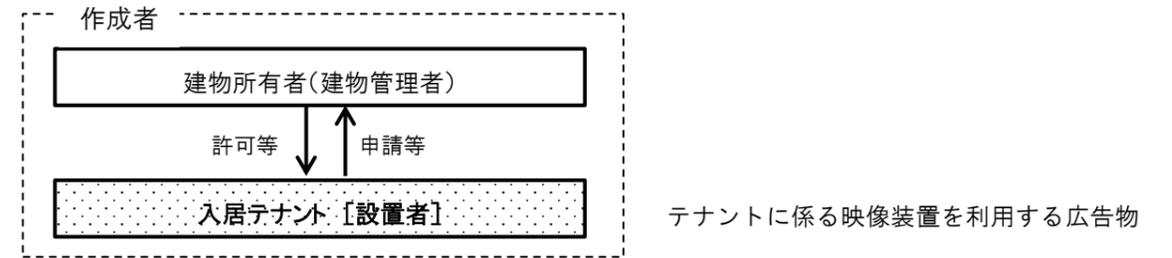
1. 映像装置を利用する広告物の設置目的
2. 映像装置を利用する広告物の概要・配慮事項
 - (1) 運用計画の作成者
 - (2) 設置場所
 - (3) 掲出・表示期間
 - (4) コンテンツ
 - (5) 運用体制

- 運用計画の作成者
 - ・運用計画は、建物所有者(建物管理者)の許可等をもって作成されるものとする。

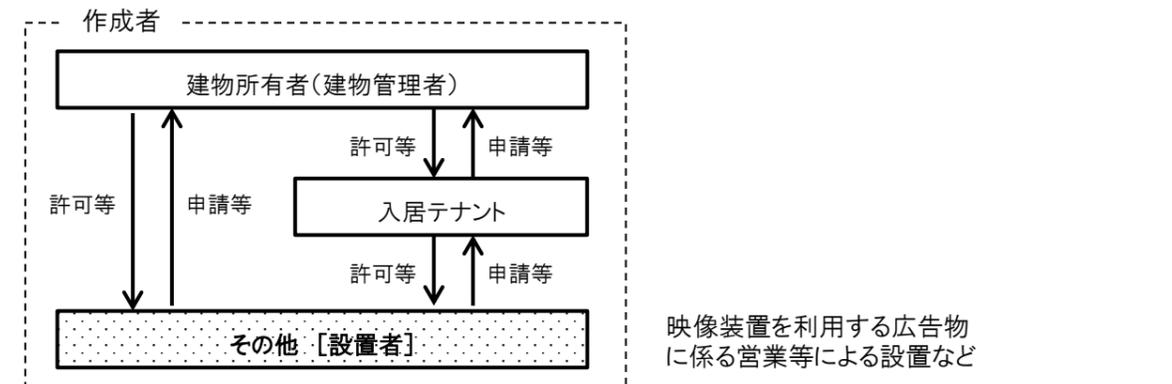
- a. 設置者が建物所有者(建物管理者)の場合



- b. 設置者が入居テナントの場合



- c. 設置者が建物所有者(建物管理者)・入居テナント以外の場合



- 運用計画の「コンテンツ」構成例

・映像装置を利用する広告物は、これまで築いてきた街の環境を阻害することのないように、施設のイメージをあげながら、みなとみらい21中央地区の品位やイメージ向上に寄与するものを目指し、コンテンツが次に該当し、または該当する恐れのある場合は、掲出・表示しない。

景観に関する事項等

- ・みなとみらい21中央地区の品位や景観を阻害するなど、周辺環境に配慮していないもの
- ・コンテンツ全体を通して、著しく点滅が早く、ちかちかした印象を与えるもの
- ・コンテンツ全体を通して、著しく輝度・照度が高く、ぎらぎらした印象を与えるもの
- ・コンテンツ全体を通して、著しく彩度の高い色調を使用し、けばけばしい印象を与えるもの
- ・過度に激しい動きがあり、恐怖心、不安感を起こさせる可能性のあるもの
- ・著しくヒューマンスケールを逸脱した人物など、歩行者等に圧迫感を与える可能性のあるもの
- ・その他、建物所有者(建物管理者)、事務局が協議のうえ不相当と認められたもの

※本規準は試行運用中であるため、記載されていない項目についても協議・調整を行う場合があります